

首都機能のバックアップに係る研究会 開催要綱

(目的)

第1条 大阪・関西が首都・東京の負荷を軽減し、想定外の大災害にも対応しうる国土の強靱化に寄与するために大阪が果たすべき役割等を研究するにあたって、学識経験を有する者、関連する事業を行う団体の関係者等から意見を聴取するため、「首都機能のバックアップに係る研究会」(以下「研究会」という。)を開催する。

(研究会の委員)

第2条 研究会の委員は、前条に掲げる目的を達成するため必要と考える分野に関する学識経験を有する者及び当該分野に関連する事業を行う団体の関係者のうちから、大阪府知事及び大阪市長が委嘱した者とする。

2 前項に掲げる者のほか、別表に掲げる者をもって委員とする。

(座長)

第3条 研究会の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、研究会の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者等の出席)

第4条 大阪府知事及び大阪市長は、必要があると認めるときは関係者及び府市関係局の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員等への報償金等)

第5条 第2条第1項の規定により委嘱された委員又は前条の規定により出席を求められた関係者が研究会に出席したときは、これらの者に対し大阪市の定める基準に基づき報償金を支給することができる。

2 第2条第1項の規定により委嘱された委員又は前条の規定により出席を求められた関係者が研究会に出席するにあたり交通機関を利用してその運賃を負担したときは、これらの者に対し大阪市の定める基準に基づきその費用を支給することができる。

(守秘義務)

第6条 研究会の委員及び第4条の規定により研究会に出席した者は、委員の職務又は研究会への出席の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、大阪府・大阪市の公表した情報及び研究会が公表した情報については、この限りでない。

(開催期間)

第7条 研究会は、概ね1年間開催する。

(庶務)

第 8 条 研究会の庶務は、副首都推進局企画担当において処理する。

(細目)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、副首都推進局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

別表

副首都推進局副首都企画推進担当部長（2 名）
副首都推進局企画担当課長（2 名）
大阪府危機管理室防災企画課長
大阪府政策企画部企画室計画課参事（2 名）
大阪府政策企画部戦略事業室空港・広域インフラ課長
大阪市危機管理室危機管理課長